#### 災害発生時等における八潮市内学童保育所の臨時休所等のガイドライン

令和4年2月17日

### 1 目的

台風、集中豪雨、地震等の災害発生時等において、市内学童保育所が平常時の保育を継続できないおそれがある場合に、児童や保護者、職員の安全を守るため、市内学童保育所の臨時休所等の対応について、ガイドラインを定めるものである。

なお、本ガイドラインは、災害の発生状況等を踏まえ、随時見直しを行う。

# 2 対象学童保育所

公設公営学童保育所、公設民営学童保育所、民設民営学童保育所

## 3 臨時休所等(臨時休所、登所自粛、お迎えの要請)の判断基準

市は、本ガイドラインに基づき、学童保育所の臨時休所等を判断する。

ただし、震度5弱以上の地震及び公共交通機関の運休・計画運休に伴う対応について は学童保育所の状況によることから、学童保育所は、本ガイドラインに基づき、市と事 前に協議をした上で、臨時休所等を行うことができる。

なお、災害の状況等によって市からの臨時休所等の連絡が間に合わない場合には、学 童保育所は市ホームページ等において情報収集・確認を行い、本ガイドラインに基づき 臨時休所等を判断する。

# 【学校開校日における対応】

#### (1) 学校の臨時休業等

①気象状況(台風、集中豪雨等)や地震等により学校が臨時休業等となった場合、 学童保育所は学校の対応に準ずる。

学校の対応	学童保育所の対応
臨時休業とした。	【臨時休所】
登校後に、途中下校とした。	【臨時休所】 ・児童が学童保育所に登所している場合は、一時的に学童保育所で預かる。 ・保護者に速やかなお迎えを要請する。ただし、保護者のお迎えや児童の引き渡しが危険な場合は、安全な状況になってから対応する。
児童の登校時間を遅くした。 (登校時間は遅くなったが、下校時間は 通常通り。)	【 <b>通常開所】</b> ・通常通り、下校時刻から学童保育所で受入する。

# 【土曜日、長期休暇時等の学校休校日及び平日の学童保育所登所後における対応】

# (1) 風水害(台風、集中豪雨等)が発生する恐れがある場合

- ①市が警戒レベル3 (高齢者等避難) 以上の避難情報を発令した場合
- ②本市に気象庁から警戒レベル5相当(特別警報等)の防災気象情報が発令された場合

避難情報等の発令状況	開所前	開所後(児童登所後)	
警戒レベル 5 緊急安全確保	【臨時休所】	【登所児童のお迎えの要請】 【全児童降所後に臨時休所】	
警戒レベル 4 避難指示	・避難情報等が解除され、安全が確認されるまで受け入れしない。	・保護者に速やかなお迎えを要請する。ただし、保護者のお迎えや児童 の引き渡しが危険な場合は、安全な 状況になってから対応する。	
警戒レベル3 高齢者等避難	\$ (X1)/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	・避難情報等が解除され、安全が確認されるまで受け入れしない。	
警戒レベル5相当 特別警報等	【同上】	【同上】	

<sup>※</sup>上記基準によらず、総合的な判断により学童保育所の臨時休所等を決定する場合が ある。

### (2) 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合

震度	開所前		開所後(児童登所後)	
<b>震度</b> 地震 ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン アイン アー・アイン アー・アー・アイン アー・アイン アー・アイン アー・アー・アイン アー・アー・アー・アイン アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・ア	市が判断する場合	【臨時休所】 ・安全な保育が可能と判断されるまで、受け入れしない。	【登所児童のお迎えの要請】 【全児童降所後に臨時休所】 ・安全な保育が困難と判断される場合 は、保護者に速やかなお迎えを要請 する。 ・安全な保育が可能と判断されるま で、受け入れしない。	
	学童が判断する場合	【臨時休所・お迎えの要請】 ・学童保育所の状況により、学童保育所の判断で行うことができる。 ・臨時休所・お迎えの要請を行う場合は、市と事前に協議する。		

# (3)公共交通機関の運休・計画運休等により、送迎や保育運営等が困難になる恐れがある場合

運行状況	開所前		開所後(児童登所後)	
公共交通機関の	市が判断する場合	【登所自粛】 【臨時休所】 ・保護者の送迎や職員の 通勤障害等により保育 運営等が困難な場合 は、臨時休所となる場 合がある。	【登所児童のお迎えの要請】 【全児童降所後に臨時休所】 ・保護者に速やかなお迎えを要請す る。	
運休・計画運休	学童が判断する場合	【臨時休所・登所自粛・お迎えの要請】 ・学童保育所の状況により、学童保育所の判断で行うことができる。 ・臨時休所・登所自粛・お迎えの要請を行う場合は、市と事前に協議する。		

# 4 学童保育所の再開の判断基準

市は、本ガイドラインに基づき、避難情報等の解除後または災害発生後において、安全が確認され、保育の提供が可能と確認した場合は、速やかに保育施設の再開について判断する。

ただし、災害等の状況によって、市からの避難情報解除等の連絡が間に合わない場合、 学童保育所は、市ホームページ等において情報収集・確認を行い、本ガイドラインに基 づき学童保育所の再開を判断することができるものとする。

学童保育所は、次の確認事項等を確認し、安全に保育が提供できる状況を確認した上で、学童保育所を再開し、再開の旨を市に報告する。

#### (1) 確認事項

- ①施設の安全の確保
- ②施設周辺の安全の確保
- ③ライフラインの状況(電気、水道、ガス、交通等)
- ④職員体制の確保
- ⑤昼食等の提供(昼食、飲み物、おやつの提供等)
- ⑥その他、安全確認に必要な事項
- ※①~⑥に併せて学校の状況を確認

# 5 臨時休所等及び再開する場合の周知

### (1)市の対応

臨時休所等を決定した際は、速やかに各学童保育所に通知する。また、ホームページ や840メール等を活用し、周知に努める。

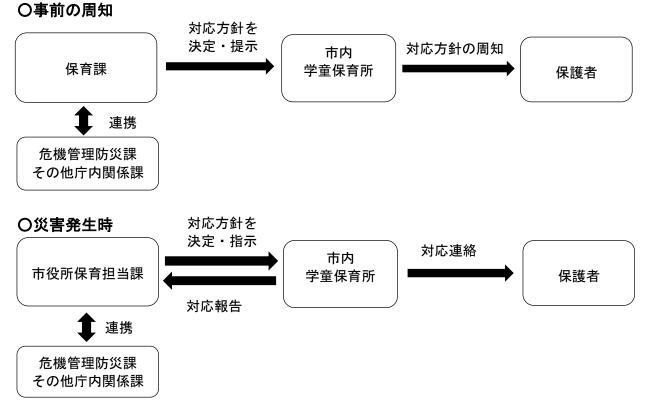
# (2) 学童保育所の対応

市からの通知を受け、速やかに保護者へ周知する。また、学童保育所の判断により臨時休所等を行う場合は、速やかに市に連絡する。

### 6 保護者への事前周知及び連絡体制

本ガイドラインによる臨時休所等については、学童保育所において入所説明会等で保護者に周知し、理解を得るものとする。

# 【災害発生時の連携体制】



# 【警戒レベル、避難情報・気象情報、とるべき行動】

警戒レベル	避難情報 気象情報	とるべき行動	発令
警戒レベル5	緊急安全確保	災害が発生または差し迫っている状況。 命を守るための最善の行動を取る。	
警戒レベル 4	避難指示	危険な場所から全員避難する。 避難場所への移動が危険と思われる場合 は、近くの安全な場所や建物の内の安全な 場所に避難する。	八潮市が発令
警戒レベル3	高齢者等避難	避難に時間を要する人とその支援者は危険 な場所から避難する。 その他の人は避難の準備を整える。	12
警戒レベル 2	大雨・洪水注 意報	避難に備え、避難場所や避難経路、避難の タイミングなど、自らの避難行動を確認す る。	気象庁が発令
警戒 レベル 1	早期注意情報	防災気象情報等の最新情報に注意して、災 害の心構えを高める。	· 発 令

※出典:八潮市地域防災計画